

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 29 年度 第 2 回理事会議事録

1. **開催日時** 平成 29 年 9 月 15 日（金）10：30～12：25
2. **開催場所** スマート会議室（郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 1 階）
東京都港区虎ノ門 2-9-8
3. **出席者**
(理事) 川本 利恵子、菅野 純、代田 久米雄、藤垣 哲彦
堀内 龍也、望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、吉田 武美
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿
(来賓) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官 紀平 哲也
(事務局) 清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
4. **議案（事前配付資料）**
 - ・第 1 号議案 認証事業実施要綱の改正に関する件
 - ・第 2 号議案 G08 公益社団法人石川県薬剤師会の認証更新申請に関する件
5. **当日配布資料**
 - (1) 第 1 号議案 認証事業実施要綱の改正に関する件（修正版）
 - (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿

6. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者についての報告を行った。新理事の川本理事と菅野理事が出席で、洪理事と松木理事は6月23日(金)社員総会をもって退任されたことを報告した。理事総数12名中9名の出席で、本機構の定款第30条第1項に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤監事、三輪監事及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課紀平薬事企画官が出席されている旨を報告した。

理事会開始にあたって、新理事及び重任理事・監事並びに事務局員の自己紹介があり、紀平薬事企画官からは自己紹介並びにかかりつけ薬剤師や遠隔診療における薬剤師の役割に関する議論が開始されることなど薬務行政に関する取り組みの紹介があった。

次いで、吉田代表理事の挨拶があり、認定薬剤師認証研修機関協議会(CAPEP)が去る8月26日(土)に開催され、協議会事務局設置の件、単位認定シールの統一化の件、JPALSへの登録の件などが議論されたことを報告した。また、理事・監事の法務局への登記や内閣府への届け出は終了していることを

報告した。

清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行ない、本日欠席の赤池理事、田辺理事、山本理事の簡単な紹介を行った。

次いで理事会規程第5条第3項に基づき、吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 認証事業実施要綱の改正に関する件

議長より、第1号議案は、事前配布資料中の文言の「さらに」を「又は」に修正の必要があったため、当日配布資料に基づく審議をお願いしたい旨を述べ、提案理由を説明された。提案理由は、現在認証の対象としている各種の研修(講義、e-learning等)の成果に対して単位シールや受講証明書を給付して評価する生涯研修認定制度に加え、薬剤師の学習成果を評価する生涯研修制度を追加することにあると説明した。本案件は、生涯研修制度の申請資料の評価を担当する認定薬剤師認定制度委員連絡会で了解が得られていることも報告された。追加により、認証事業実施要綱 第2条(認証の対象) 第2項①は、以下のような修正となる(下線部分)。

生涯研修認定制度(略号G):「薬剤師職能の向上を目的とする各種の研修(講義、実習、遠隔研修など)を企画、実施、及び評価し、成果に対して単位を給付する制度、及び一定水準の生涯研修の記録に基づき成果の認定を行う制度、又は、薬剤師の職能を高めるために作成された計画に基づき学習を修め、実施母体が定めた要件に基づく実績が確認された者に対して試験を課した上で、成果の認定を行う制度」をいう。実施母体を生涯研修プロバイダーと呼ぶ。

本修正提案は、生涯学修制度の評価を厳しくすることではなく、薬剤師に対する生涯学習の機会を増やすことにあることも述べた。

本説明に対して、下記のような質疑があった。

- ・学習成果を試験により評価するが、試験問題は研修プロバイダーが作成するのか。
- ・実施母体が定めた要件とは。
- ・実施要綱の第6条との関係について。
- ・生涯学修制度に新たに試験制度を導入する意義付けに関して。
- ・生涯研修制度は、全ての薬剤師を対象とすることとし、評価においては、研修制度の会計、企画運営、評価、認定など委員会制度が明確であること、各委員会には外部委員も含めること、各研修プロバイダーの認定薬剤師のレベルは

均一で、平等であるべきこと。

- ・試験制度は、実施する側で試験問題の範囲、作成、評価、認定など、実施母体には負担が大きいのではないか。
- ・試験制度は、職能を高めるのか、他の医療職では入口と出口で評価しているが、薬剤師の生涯学修制度の将来の方向性をどうするのか、認定制度を易しくするのか、厳しくするのが伝わってこないこと。
- ・試験制度では更新が易くなるのではないか。試験を受ける利点はどこにあるのか。
- ・試験問題は、研修に対応して作成するのか、研修プロバイダーで共通の問題となるのか、異なるのか。
- ・この試験制度は、他のプロバイダーから認定薬剤師のレベルが低くなるとか差別化するのかなどの意見が出るのではないか。
- ・認定薬剤師に試験を課すことは、大学や大きな組織が試験をすることで、差別化していく懸念が出てくるのではないか。

上記質疑に対し、吉田代表理事及び山田認証担当理事から次のような回答があった。

「実施母体が定めた要件」としては、本資料の末尾に「※実施母体が定めた要件」として記載した「自己学習の記録、認定対象の講習会の受講記録、学術論文等の業績、認定対象の施設での研修、患者への指導記録などの実績等」を考えている。

認定事業実施要綱第6条の規定は、本事業が発足した時に必要な経過的な規定であり、今回の改正と直接の関係はない。

今回の改正により追加される学習成果に基づく薬剤師生涯学修制度は、研修会等の受講機会の少ない地域などを含め、全国的に薬剤師への学習機会を提供していくことである。この制度で申請があったときには、認定制度委員により、従来の研修制度と同様な評価を受けることになる。このため、差別化等が起こらないような評価がなされ、また、認証機構の認証する生涯研修制度は質的な均一性を維持することにあるので、制度としての平等性は維持される。

質疑応答の後、本改正は平成29年9月15日から施行とすることとし、議長から本議案について諮ったところ、薬剤師職能を高める前向きの改正として全員異議なく原案通り承認された。

なお、本議案の質疑応答を通して、以下の要望があった。

- ・薬剤師の職能の向上のための研修は好ましいことであるが、各研修プロバイ

ダーが超高齢化社会にどう対応していくのかの考慮が必要、とくに多死時代における看取りに対する薬剤師の意識を高めるような研修制度のあり方も進めてもらいたい。

- ・専門の細分化という高度の研修があってもいいが、専門性を高めるだけで多死時代に対応できるのかどうか、さらにこの時代的变化の問題を捉える研修制度がありうるのか、研修制度を高めるメッセージを出していく必要がある。

- ・薬剤師が学習した成果に対して試験をして厳しくするのはいいが、健康サポート薬局制度を前向きに進め、国民の健康をサポートしていけるような研修制度にしていきたい。

(2) 第2号議案 G08 公益社団法人石川県薬剤師会の認証更新に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。山田認証担当理事から事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント及び回答、認証更新申請書に基づき、説明がなされ、総合評価として本制度の更新を承認したいと報告した。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく本申請の認証更新が承認された。

7. その他

事務局長より、平成29年度の会費収入が大幅に増加しており、公益認定の基準に則った会計処理を行う必要から、特定費用準備資金等取り扱い規程（仮称）を制定する件について唐沢公認会計事務所と協議していることが報告され、規程案が出来次第監事の事前チェックを受け、次回理事会に提案したい旨述べた。また、次回の第3回理事会は12月15日（金）午前10時30分から、このスマートホール会議室で開催されること、引き続き同日午後には同じ会場で認定制度委員連絡会の開催を予定していることを告げた。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時25分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

平成 29 年 9 月 15 日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印